

●香川県告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる町の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成20年3月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

丸亀市富士見町1丁目	丸亀市富士見町1丁目997番210から997番215まで、997番217から997番222まで、997番226、997番227、997番230から997番233まで、997番235、997番237、997番485、御供所町2丁目33番、81番15、81番16の地先の公有水面埋立地
丸亀市富士見町2丁目	丸亀市富士見町2丁目997番154、997番162、997番208、997番301、997番312、997番464、御供所町2丁目33番の地先の公有水面埋立地